大月市議会政策討論会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大月市議会基本条例(平成30年大月市条例第21号)第18条 第2項の規定に基づき政策討論会について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

- 第2条 政策討論会の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 政策討論全体会
 - (2) 政策討論部会

(政策討論部会)

- 第3条 政策討論部会(以下「部会」という。)は、2名以上の議員により構成する。
- 2 部会は、議長の許可により設置することができる。

(政策討論部会の設置)

- 第4条 部会を設置する申請は、2名以上の議員が署名する政策討論部会設置申請書 (様式第1号)を議長に提出しなければならない。
- 2 議長は、部会の設置を許可した場合は部会の設置を議員全員に通知し、部会への 入会の意思を確認し、部会の設置申請の議員に報告するものとする。
- 3 議会開会中においては、部会を設置することができないものとする。 (政策討論部会の運営)
- 第5条 部会に部会長を置き、部会に所属する議員の互選により決定するものとする。
- 2 部会は、部会長が招集するものとする。
- 3 部会に副部会長を置き、部会長が指名するものとする。
- 4 部会の構成が決定し、又は変更した場合は、部会長が議長にその旨を報告しなければならない。

(政策討論全体会の設置)

第6条 政策討論全体会(以下「全体会」という。)を設置するには、部会に所属する議員の合意をもって政策討論全体会設置申請書(様式第2号)を議長に提出しなくてはならない。

(政策討論全体会の構成等)

- 第7条 全体会は、議員全員により構成する。
- 2 全体会の設置は、議長が副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長の意見を 聞いて決定する。
- 3 全体会は、議会の総意として提言等を行うことを目的とし、自由闊達な討論を行い、合意形成に努めるものとする。

(政策討論全体会の運営)

- 第8条 全体会は、議長が招集する。
- 2 議長は、全体会の運営について部会長と協議して決定する。

(政策討論会の広報)

第9条 議長は、部会長と協議し、部会及び全体会の議論や活動、提言等を広く市民

に知らせるべきと判断した場合には、議会運営委員会に諮り、市議会だよりに掲載できるものとする。

(政策討論会の解散)

第10条 議長は、目的の達成に関わらず、実際の活動が無いと判断した場合には政 策討論会を解散させることができる。

附則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。